

庄原市が実施する建設工事における「総合評価方式による入札」の手引き

庄原市役所 総務部 管財課

1. 総合評価方式による入札を執行する目的

庄原市においては、平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の推進に関する法律」、平成17年8月26日に閣議決定された「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」に基づき、価格と品質の両面において総合的に優れた請負者を決定し、公共工事の品質を確保するため、総合評価方式による入札を行います。

2. 総合評価方式の対象とする案件、評価類型

庄原市においては、下記の表に示す土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、管工事、電気工事の建設工事案件を原則として総合評価方式による入札の対象とし、簡易型の総合評価類型にて執行します。

またその他の案件においても、総合評価が必要と判断した案件においてはこの対象とし、簡易型もしくはその他の類型により入札を執行します。

<土木一式工事、舗装工事の場合>

評価類型	予定価格区分 (金額は税込)	加算点 合計	入札参加者に求める技術提案
簡易型	5,000万円以上	13	施工上における簡易な提案のみ

<建築一式工事、管工事、電気工事の場合>

評価類型	予定価格区分 (金額は税込)	加算点 合計	入札参加者に求める技術提案
簡易型	1億5,000万円以上	13	施工能力面、施工に関する留意点、地域に精通した業者の活用面

3. 総合評価の方法

総合評価は、価格以外の要素における評価項目ごとの得点(加算点)と標準点(基礎点)を合計した点数(技術評価点)を、当該入札者の入札価格で除して算出した数値(評価値)をもって行ないます。

なお、標準点(基礎点)は一律100点とし、加算点の合計は評価類型に応じて設定します。(評価類型ごとの加算点は上記表内のとおりです。)

技術評価点：標準点（基礎点）＋加算点（価格以外の評価点の合計点）

評 価 値：技術評価点÷当該入札者の入札価格（税抜、千万円単位）

4. 総合評価における評価基準

総合評価における評価基準については、下記の表内のものを基本とします。

<土木一式工事、舗装工事の場合>

○各者の施工能力、手持工事状況、社会性等

	項目	評価内容	評価基準			
			項目	配点	満点	
1	庄原市内に本社があるか	庄原市内に本社がある業者に加点	市内に本社あり	1	1	
			市内に本社なし	0		
2	工事区域内に本社があるか	工事区域内(旧7市町単位)に本社がある業者に加点	工事区域内に本社あり	1.5	1.5	
			工事区域内に本社なし	0		
	直近の庄原市における受注状況	X÷Yにて算出された割合で判定 (詳細は下記[算式の説明]を参照)	左記計算式の値が0～1の場合 算式=(1－計算値)×2.5 ※小数点第4位を切捨	2.5 ～0	2.5	
			左記計算式の値が1を超える場合	0		
			[算式の説明] X＝各社の庄原市発注工事(入札分)における当該工種工事の <u>現在手持工事高</u> Y＝各社の庄原市発注工事(入札分)過去5年間(○年度～○年度)における当該工種工事の <u>年平均受注高</u> (これを①とする)と、各業者に与えられている当該工種の <u>ランクごとの設定金額</u> とを比較して <u>大きい方の金額</u> ○ランクごとの設定額 A:120,000,000 円、B:80,000,000 円、C:40,000,000 円、D:10,000,000 円 ※現在手持工事額は、各社において公告日の前月末までに工事完了検査を終了しておらず、「5. 入札の日程等」の「総合評価評価点審査」に示す日の時点において、受注している工事の総額とする。 ※災害復旧工事、小規模崩壊地復旧工事等、各種の復旧工事については、Xにおける手持工事高のカウントから除外する。			
3						
4	優良業者の指定	庄原市が優良業者として認定する業者に加点する	優良業者指定あり	0.5	0.5	
			優良業者指定なし	0		
5	本案件に予定している主任技術者	主任技術者の保有資格、表彰の有無によって加点する ※配置予定技術者調書(様式第1号)の内容による	保有資格	技術士または一級技術者	0.5	0.5
				二級技術者	0.25	
			庄原市からの優良表彰受賞	受賞あり	0.5	0.5
				受賞なし	0	
6	工事成績評定による対象工種のこれまでのにおける工事点数	過去2年間(○年○月○日から○年○月○日の間に工期を迎えた工事)における当該工事の平均工事点数に応じて加点する (工事点数がない業者については、加算点を0点とする)	工事点数が85点を超える場合	1	1	
			工事点数が65点～85点の場合… 下記の式で算出 ((工事点数－65)÷20)×1 ※小数点第4位を切捨	1 ～0		
			工事点数が65点未満の場合	0		
7	建設業退職金共済制度または同様の共済制度への加入状況	左記制度への加入状況に応じて加点する(建設業退職金共済制度への加入については、○年4月または5月に庄原市へ提出の経営事項審査結果通知書に記載されている内容による)	加入あり	0.5	0.5	
			加入なし	0		

	項目	評価内容	評価基準			
			項目	配点	満点	
8	企業としての 地域貢献	地域への貢献度合いによって加点 する	災害協定の工事地 域での締結有無	締結あり	1	1
				締結なし	0	
			除雪契約(過去3年 間)の工事地域での 締結有無	締結あり	1	1
				締結なし	0	
			上記以外の地域貢 献(市内における過 去3年間の実績) ※地域貢献の実績 調書(様式第2号)の 内容による	あり	1	1
				なし	0	
9	指名除外措置 の状況	案件の公告日より過去1年間にお いて、庄原市より指名除外措置を 受けた期間に応じて減点する	指名除外を受けた総月数×0.5(減 点) ※5点を減点の上限とする。		-	-
計				11点満点		

○各者の施工計画

項目	評価内容	評価基準		
		項目	配点	満点
施工において留意 すべき点	簡易な提案書類により評価 する	施工において留意すべき点について 適切かつ明確に記されている。	2	2
		施工において留意すべき点について 適切に記されている。	1	
		施工において留意すべき点について 適切に記されていない。	0	

※従来の簡易Ⅱ型は廃止

<建築一式工事、管工事、電気工事の場合>

○各者の施工能力、手持工事状況、社会性等

	項目	評価内容	評価基準		
			項目	配点	満点
1	庄原市内に本社があるか	庄原市内に本社がある業者に加点	市内に本社あり	1	1
			市内に本社なし	0	
2	工事区域内に本社があるか	工事区域内(旧7市町単位)に本社がある業者に加点	工事区域内に本社あり	2	2
			工事区域内に本社なし	0	
3	直近の庄原市における受注状況	X÷Yにて算出された割合で判定([注1]参照)	左記計算式の値が0～1の場合 算式=(1－計算値)×3 ※小数点第4位を切捨	3 ～0	3
			左記計算式の値が1を超える場合	0	
			[注1] X＝各社の庄原市発注工事(入札分)における当該工種の <u>現在手持工事高</u> Y＝各社の庄原市発注工事(入札分)過去5年間(○年度～○年度)における当該工種工事の <u>年平均受注高</u> と、各業者に与えられている当該工種のランクごとの設定金額とを比較して <u>大きい方の金額</u> ○ランクごとの設定額 A：120,000,000円、B：80,000,000円、C：40,000,000円、D：10,000,000円 ※現在手持工事額は、各社においてまでに工事完了検査を終了しておらず、「5. 入札の日程等」の「総合評価評価点審査」に示す日の時点において、受注している工事の総額とする。 ※災害復旧工事、小規模崩壊地復旧工事等、各種の復旧工事については、Xにおける手持工事高のカウントから除外する。		
4	本案件に予定している主任技術者	主任技術者の保有資格、表彰の有無によって加点する ※配置予定技術者調書(様式第1号)の内容による	保有資格	一級施工管理技師または一級建築士 0.5 二級施工管理技師または二級建築士 0.25	0.5
5	建設業退職金共済制度または同様の共済制度への加入状況	左記制度への加入状況に応じて加点する(本制度への加入については、○年4月または5月に庄原市へ提出の経営事項審査結果通知書に記載されている内容による)	加入あり	0.5	0.5
			加入なし	0	
6	指名除外措置の状況	案件の公告日より過去1年間に於いて、庄原市より指名除外措置を受けた期間に応じて減点する	指名除外を受けた総月数×0.5(減点) ※5点を減点の上限とする。	-	-
			計	7点満点	

○各者の施工計画

	評価内容	評価基準	配点
		項目	
1	過去の施工実績	過去の実績が、入札対象の建築物等の延べ面積に対し、どのくらいの規模であるか →延べ面積 設定面積以上…2点 延べ面積 設定面積の1/2以上 設定面積未満…1点 延べ面積 設定面積の1/2未満…0点 ※過去の実績とは、広島県内における10年以内の実績を基本とする。	2
2	施工に関する留意点	方策、実施方法について、適切かつ明確に示されているかどうか →方策、実施方法について、適切かつ明確に示されている…2点 方策、実施方法について、適切に示されている…1点 方策、実施方法について示されているが、あいまいである…0点	2
3	地域に精通した企業力の活用	全工事額(直接工事費ベース)において、自社にて直接施工もしくは庄原市内に本社を置く業者を下請けとして実施する工事費の割合(以下「本割合」という。)にて加点 →本割合 30%以上…2点 本割合 15%以上 30%未満…1点 本割合 15%未満…0点	2
計			6点満点

※従来の簡易Ⅱ型は廃止

5. 各評価項目の説明

下記の項目は、土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、管工事、電気工事に共通する事項です。

(1)「各者の施工能力、手持工事状況、社会性等」に関する評価項目

①庄原市内に本社があるか

庄原市内に本社または本店を有する場合に加点します。本社または本店以外の営業所のみの場合は、加点の対象としません。

②工事区域内に本社があるか

工事区域内(旧7市町単位)に本社または本店を有する場合に加点します。本社または本店以外の営業所のみの場合は、加点の対象としません。

③直近の庄原市における受注状況

この項目においては、過去の受注実績等と比べ、現在施工中工事の割合(工事金額ベース)が少ないほど、より多い加点の対象となります。

<割合の計算方法>

$$\text{割合} = X \div Y$$

X＝各社の庄原市発注工事(入札分)における当該工種工事の現在手持工事高

Y＝各社の庄原市発注工事(入札分)過去5年間(○年度～○年度)における当該工種工事の年平均受注高と、各業者に与えられている対象工種のランクごとの設定金額とを比較して大きい方の金額

○ランクごとの設定額 A：120,000,000円、B：80,000,000円、
C：40,000,000円、D：10,000,000円

＜加算点の計算方法＞

本項目の加算点は、上記の式で算出した割合をもって、下記の式によって算出します。

ただしこの割合が1を超える場合は、0点とします。

土木・舗装 … $\text{点数} = (1 - \text{割合}) \times 2.5$ ※小数点第4位を切捨

建築・管・電気 … $\text{点数} = (1 - \text{割合}) \times 3$ ※小数点第4位を切捨

＜上記式における「X」の考え方＞

「X」内の「当該工種工事」は、案件ごとの公告文に指定します。この工種工事において、公告文に示す期日までに工事完了検査を終了しておらず、「総合評価評価点審査日」に示す日の時点において、受注している工事(水道事業分をのぞく)を「X」として扱います。

この「総合評価評価点審査日」と同日において、対象となる工種の工事案件を落札した場合は、この落札した案件も「X」としてカウントします。またその案件が総合評価方式の案件で、落札候補者となった場合でも、同様に「X」としてカウントします。

なお同日に複数の総合評価方式案件を審査する場合は、対象となる案件について審査を行う順番を定め、それぞれの落札候補者となった入札参加者がその後に審査を行う案件にも参加している場合、「各社の現在手持工事高」に、その落札候補となった案件の請負金額を加算し算定します。ただし、一度審査内容を確定させた案件は、後に行う案件の落札候補の状況がどうであろうと、評価点の再計算は行いません。この場合においては、各件の公告文に下記のような注意書きを示します。

~~~~~

(注意書きの例)

※「直近の庄原市における受注状況」の算定について

本件の開札日においては、同日に下記3件の総合評価方式による入札案件を開札し、下記の順番で審査を行う。この際、それぞれの落札候補者となった者が、その後に審査を行う案件にも参加している場合、「各社の現在手持工事高」に、その落札候補となった案件の請負金額を加算し、算定するものとする。

なお先に落札候補者が決定した案件においては、後に審査を行う案件の落札候補の状況がどうであろうとも、技術評価点の再計算をしないものとする。

＜審査を行う順番＞

(1)○○○○○○○○○○工事

(2)○○○○○○○○○○工事

(3)○○○○○○○○○○工事

~~~~~

また手持工事において、契約変更があった場合は、審査日までにこの変更を行った最終契約金額において金額をカウントします。

ただし、災害復旧工事、小規模崩壊地復旧工事等、各種の復旧工事については、この各地域への貢献という意味合いを鑑み、「X」のカウントから除外します。

＜上記式における「Y」の考え方＞

「Y」は、各社の庄原市発注工事(入札分)において、公告文に示す過去の年数分、指定する工種工事の年平均受注高(これを①とする)と、現行のランク表(対象案件の工種)において、AからDランクの業者ごとで設定する金額とを比較して、大きいほうの金額とします。

たとえばある業者(ランクB)において、①の数値が30,000,000円となった場合、この業者が属するランクの設定額は80,000,000円ですから、この業者における「Y」の数値は80,000,000円となります。

なおこれらの数値は、現行の「庄原市建設工事入札参加者名簿」に登載されている業者に対し、毎年度7月のはじめ頃に配布しますので、参照してください。

④優良業者の指定

庄原市が定める「優良業者」の指定を受けている場合に加点します。なおこの「優良業者」の条件は、以下の事項をすべて満たすことが必要で、以下のとおり認定します。

<指定の条件>

- a. 前年度において各工種の建設工事(水道事業分をのぞく)で、工事成績評定基準により評定された点数(以下「工事成績評定点」)において、82点以上のものが1つ以上あること。
- b. 前年度において元請負人として、対象工種で2件以上の施工実績を有すること。
- c. 対象工種における前年度での工事成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の工事が無いこと。
- d. 前年度に、市の入札参加資格について、指名除外措置を受けていないこと。

<認定の流れ・有効期間>

工事成績評定により上記の条件を満たす業者を毎年度末に確認し、この状況を翌年度の6月に庄原市の審査を経て決定し、有効期間は当該年度の7月1日から翌年度6月30日までです。

例えば令和4年度の工事において、ある業者が条件を満たす場合、その状況を令和5年6月に審査し認定された場合、令和5年7月1日から令和6年6月30日まで優良業者として資格を有します。

⑤本案件に予定している主任技術者

本案件に予定している主任技術者の保有資格、表彰の有無によって加点します。

保有資格については、各社から指定する技術者について、別紙様式第1号(配置予定技術者調書)に必要事項を記入の上、公告文に示す添付書類と一緒に管財課まで提出してください。

表彰の有無については、「④優良業者の指定」で示している工事において施工管理を行った主任技術者又は監理技術者を優良技術者として庄原市より表彰を行いますので、その有無について市側で確認します。

なお、書類の提出時において、配置する主任技術者を1名に指定できない場合は、3名まで提出することを認めます。この際、本項目の加点については、もっとも点数の低い技術者の点を採用します。

入札参加資格審査申請書の提出期限の翌日以降は、配置予定技術者の変更、差換え等は認めません。ただし落札後において、技術者の病休、死亡又は退職等特別な理由がある場合はこの限りではありません。

配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合は、庄原市建設業者指名除外基準要綱に基づく指名除外をすることがありますので、注意してください。

⑥工事成績評定による対象工種のこれまでににおける工事点数

過去2年間における対象工種工事の平均工事点数に応じて加点します。この際、工事金額等によって加重平均はせず、単純平均により平均点を算出します。

「過去2年間」とは、公告文に定める1年度目の4月1日から、2年度目の3月31日の間に工期を迎えた工事とします。たとえば公告文には「令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に工期を迎えた工事」というような記述を行いますが、この場合令和5年4月1日以降に工期を迎え、完了検査を受けた工事については算定の対象外とします。

なお指定する期間において、工事成績評定に基づく検査を受けていない業者については、本項目の加算点を0点とします。

<計算方法>

- ・工事点数が85点を超える場合…一律1点とします
- ・工事点数が65点～85点の場合…下記の算出式で計算します
算出式＝ $((\text{工事点数}-65) \div 20) \times 1$ ※小数点第4位を切捨
- ・工事点数が65点未満の場合…一律0点とします

⑦建設業退職金共済制度または同様の共済制度への加入状況

入札参加申請時に各業者より受領する、最新の経営事項審査結果通知書に記載されている内容において、建設業退職金共済制度への加入状況を確認します。

なお建設業退職金共済制度に加入せず、同様の共済制度へ加入している場合は、その加入を証明する書面の写しを管財課へ提出してください。

⑧企業としての地域貢献

本項目では、下記の3点において加点を行います。

<災害協定の工事地域での締結有無>

本工事場所が存在する旧7市町地域ごとに区分した地域内において、今年度庄原市へ「災害協力事業者登録」を行っている場合に加点します。

<除雪契約(過去3年間)の工事地域での締結有無>

本工事場所が存在する旧7市町地域ごとに区分した地域内において、過去3年間における庄原市との除雪契約の締結状況に応じて加点します。なお過去3年間のうち、いずれかの1年において契約していれば、この対象とします。

<上記以外の地域貢献(市内における過去3年間の実績)>

庄原市内において、過去3年間での支援団体や認定制度に基づくボランティア活動等の、地域貢献の実績によって加点します。

この実績については、別紙様式第2号(地域貢献の実績調書)に3つまで記載することができます。なお記載した内容について、その旨を示す認定証の写しや活動内容等を示す書面の写しを添付してください。(書面の枚数は必要最小限としてください。)

活動内容については、1つ該当する事項があれば1点を加点します。2つ以上該当となっても、1点しか加点しません。

なお本項目では、「庄原市災害協力事業者登録」、「庄原市またはその他の地方公共団体との契約に基づく除雪契約」は加点の対象外としますので、注意してください。

参考までに、この項目における地域貢献の認定例を示します。

～これまで認定した例～

- ・ 広島県公共土木施設災害支援制度による活動
- ・ 自治振興区での定期的な草刈り活動
- ・ 広島県アダプト制度に基づく道路美化活動
- ・ 市内小学校、中学校での定期的な除雪活動、グラウンド等整備活動
- ・ 漁業協同組合が主催する定期的な河川一斉清掃活動
- ・ 国営備北丘陵公園との災害時における公園災害応急対策業務提携
- ・ 国土交通省との河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定

⑨指名除外措置の状況

案件の公告日より過去1年間において、庄原市より指名除外措置を受けた期間に応じて減点を行います。なおこの「1年間」は、指名除外の終期の日を基準とし、複数回の指名除外をこの期間内で受けている場合は、そのすべての指名除外期間を合算します。

<計算方法>

減点数＝指名除外を受けた総月数×0.5 ※5点を減点の上限とします

(2)「各者の施工計画」に関する評価項目

① 過去の施工実績

各入札参加者から、過去の施工実績を示す証明書類の提出を受け、施工実績における建築物の延べ面積が、今回入札対象の建築物の延べ面積と比較したとき、どのくらいの規模であるかに応じて加点します。

② 施工において留意すべき点

簡易型の案件において技術提案は求めませんが、各入札参加者に施工において留意すべき点について1項目のみ簡易な提案事項を記した書面(様式第6号)の提出を求め、この記載内容が工事現場に即し、適切に記されているか否かで加算点を決定します。

③ 地域に精通した企業力の活用

各入札参加者から、工事費内訳書をベースとして各部分工事を施工する者(業者)と、下記①、②、③において「積算工事金額(直接工事費ベース)」、「全体工事額に占める割合」を集計した工事予定表の提出を受け、全工事額(直接工事費ベース)において、自社にて直接施工もしくは庄原市内に本社を置く業者を下請けとして実施する工事費の割合に応じて加点します。

- ① 直接自社において施工する工事
- ② 庄原市内に本社を置く業者において施工する工事
- ③ ①、②以外の工事

(3) 提案書類等を作成する際の注意点等

① 提案書類等の審査を行わない場合

資料の提出がない場合、審査以前に当入札において最低制限価格を下回っている場合等は、提案書類等の審査を行いません。

② 提案書類等の枚数・サイズ等の制限について

提案書類等については、下記のとおり書類の枚数・サイズ制限、文字サイズの制限と、これを遵守しない場合のペナルティーを設けていますので、注意してください。

ただし、案件の規模等により、このペナルティーを設けない場合もあります。その際は、各件の公告文書にその旨を記します。

- ・ 提案書類の総枚数…1枚とします。(両面印刷不可・A4サイズ指定様式)
- ・ 文字サイズ…10.5ポイント以上とします
- ・ 本件を遵守しない場合…5点の減点とします

③ 提案内容の担保について

総合評価において請負人が提案した事項については、得点の有無に関わらず、確実にこれをすべて履行する必要があります。もし請負人の責任により、この内容を満たす施工が行なわれなかった場合は、再度の施工又は修補を行う必要があります。

再度の施工又は修補が行われなかった場合は、工事成績評定点において、未実施の提案事項ごとに5点を減点します。さらにこの場合、契約金額の減額又は損害賠償の請求、また契約違反として取扱う場合があります。

したがって提案書類等への記載内容については十分な検討を行ったうえで記載し、検査時には適切な履行を行った事実が確認できるものを提示できるよう準備してください。

④提案書類等における提案社名の非表示について

提案書類等の審査時には、各提案者名を完全に伏せ、提案者名を審査者が分からない状態にて審査を行います。このため、提案書類等においては、「商号又は名称」の欄をのぞき、会社名等の記述は伏せ、社名等が特定できないよう資料作成の際には配慮してください。

6. 総合評価方式による入札案件の日程

総合評価方式による入札案件については、以下の日程を標準スタイルとして執行します。具体的な日程については、各件の公告文を参照してください。

項目	日程	注意事項
入札参加申請	公告日から 5～10 日程度の間	電子入札システムにて申請するか、または庄原市役所本庁管財課か最寄の支所へ書面にて申請してください。 なお、参加申請時には、入札参加申請時に必要とする技術資料を提出してください。
入札参加資格 審査結果通知	入札参加申請締切日の 翌日	電子入札システム等によって通知します。
仕様書閲覧	公告開始時間より	庄原市ホームページ「入札・契約のページ」にて、仕様書の電子データ（PDF形式等）を公開します。
入札	公告日から 一週間～一ヶ月程度 経過した、 連続した2日間	電子入札システム等により入札してください。またその際、提案書類等の提出が必要な場合は提出してください。
開札	最終入札日の翌日	開札段階では、まだ落札者は決定せず、入札を保留した状態とします。
総合評価 評価点審査	開札の日から一週間 以内	提出された提案書類等により、評価点の審査を行います。
落札決定	審査後から一週間以 内	電子入札システムにより入札参加者に落札決定者を通知します。また入札結果はこの決定通知後、すみやかに庄原市ホームページに公表します。